

いじめ防止基本方針

令和6年4月

1 基本方針の考え方

いじめはどの生徒にも起こりうることから、学校全体でいじめは決して許されないという共通認識を持ち、いじめの未然防止、早期発見、対応などについて系統的に取り組み、いじめを生まない土壌づくりを推進していくため、本基本方針を定める。

第2条（定義）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的に影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第4条（いじめの防止）

児童等はいじめを行ってはならない。

第8条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれを処理する責務を有する。

第9条（保護者の責務）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめをおこなうことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うものとする。

いじめ防止対策推進法より抜粋

2 目指す生徒像 校訓・・・誠実 自律 努力

- 自己肯定感と他者の価値の理解に基づいて自他の人権を尊重して誠実に生きる生徒を育てる。 (誠実)
- 学び成長する喜びを知り、自律的に学び続けることのできる生徒を育てる。 (自律)
- 自らの成長と社会への貢献のために、周囲と協力ができる生徒を育てる。 (協力)

3 いじめ対策委員会の組織及び関係機関との連携

【いじめ対策委員会】		
<p>いじめの防止・早期発見、いじめに対する措置などに組織的に対応するために「いじめ対策委員会」を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月およびいじめ悩みアンケート調査を行い、また、本校においては、毎週1回開催している「生徒指導部会」と「保健相談部会」を機能的にリンクさせ、「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のそれぞれについて、適切な情報収集・分析・対応に努め、適宜開催する。 状況に応じてSC・SSWまた、外部機関等の協力や助言を得ながら対応する。 		
【保護者・地域との連携】 外部委員	校内委員	【関係機関との連携】 外部専門家等
<ul style="list-style-type: none"> PTA会長・副会長 ETA会長・副会長 	<ul style="list-style-type: none"> 校長・教頭・教務主任 保健相談主任 カウンセラー主任 生徒指導主事・保健主事 各学年主任・養護教諭 特別支援教育コーディネーター 該当学級担任 部活動顧問等 	<ul style="list-style-type: none"> SC・SSW 学校医・学校評議員<<教育相談機関>> 県教育センター 警察（少年サポートセンター） こども・女性・障害者支援センター 市子ども子育て応援センター 児童相談所

※外部委員、非常任委員は状況に応じて参加する。具体的事例への対応では臨機応変に委員を加える。

4 いじめ防止に向けた取り組み

【いじめ防止】～いじめを生まない土壌づくり～ いじめを「しない」「ゆるさない」態度の育成
<p>1) 教職員の取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会の開催（4月） いじめ防止に関する職員会議（研修会）の開催（5月） PTA総会での基本方針の提示（5月） 学校評価（自己評価）における取組の検証（9月、2月） 人権教育の充実（12月） 特別に配慮を要する生徒への支援・対応（通年） <p>2) 生徒の取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> いじめ防止に関する活動内容の具現化（生徒総会） 生徒会による「いじめ根絶宣言」 いじめ防止に関する日常的な広報活動（LHR・生徒会活動など） 生徒会による登校時のあいさつ運動 人権教育（いじめ防止）に関する講習会 <p>3) 保護者の取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> PTA総会時の保護者向け講習会 学校行事への積極的な参加 担任との連絡体制の確認

【早期発見】～生徒の変化を敏感に察知～

1) 教職員の取り組み

- ① いじめ・悩みアンケート調査
・年4回（5月・8月・12月・2月） 緊急：随時
- ② 学校生活アンケート 年4回（5月・8月・12月・2月）
- ③ 担任による定期的な面談（年2回以上）
- ④ いじめ・悩みアンケート結果に関する保護者への連絡
- ⑤ いじめ対策委員会の開催と情報収集や協議
- ⑥ 関係機関（いじめ相談窓口・ホットラインなど）の情報を生徒・保護者へ提供
※内容が悪質な場合は保護者と相談し、警察と連携を図る。

2) 生徒の取り組み

- ① いじめ・悩みアンケート調査（年4回）、学校生活アンケート（年4回）に回答
- ② 担任による面談
- ③ SC・SSWとの面談（1年次は全員 2年次以降は希望制）

3) 保護者の取り組み

- ① 担任との面談（PTA総会后、面談週間等）

【いじめに対する措置】～迅速かつ組織的に対応～

教職員の取り組み

■誠意ある対応

- ① いじめと疑われる事案が発生した場合、ただちに教頭・校長へ報告する。
- ② いじめにあった生徒の心にしっかりと寄り添うこと。傷ついている事実を正しく受け止めることを重視する。

■正確な事実

- ① 被害生徒からは無理のないように聞き取り調査（担任・生徒指導部・保健相談部）で実施。
- ② 先入観や思い込みによる指導は二次的なトラブルをうむことになる。
【誰が 何を いつ どこで なぜ どのように】を正確に把握することに努める。
そのうえで、「いじめている生徒」「いじめられている生徒」「心理的同調者」「無関心者」を明らかにする。
- ③ 被害生徒の保護者への連絡や報告をすみやかに行う。
- ④ 被害生徒に関する聞き取り対象者（いじめを目撃、相談された友人）の絞り込みと聞き取り調査を丁寧に行う。
- ⑤ 加害生徒からも無理のないように聞き取り調査（担任・生徒指導部等）を実施。
- ⑥ ネット上での不適切な書きこみについては、生徒からの情報やうわさではなく、事実を確認の上、事実に基づいた内容についてのみ指導をする。速やかに削除の措置を依頼する。

■それぞれの立場への指導

- ① 「いじめ対策委員会」で状況報告を行い、被害生徒への支援と加害生徒への指導内容の検討を行う。
- ② 被害生徒への支援と加害生徒の指導内容について職員会議で協議し決定する。

■指導に際しての留意点

- ① 被害生徒からは無理のないように聞き取り調査（担任・生徒指導部・保健相談部）で実施。
- ② 「いじめている生徒」「心理的同調者」「無関心者」への指導を複数教員で組織的に行う。保護者への連絡も適切に行い、今後の生活について助言を行う。

- ③ いじめの解消後も、再発する可能性があることをふまえ、被害および加害生徒に対する日常的な観察を注意深く継続する。
- ④ 被害生徒と加害生徒のその後の経過観察を行う。

5 重大事態への対応

～重大事態・危機対応本部を設置～

1) 重大事態の発生

- ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間 30 日を目安）
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

2) 教育委員会等との連携

- ① 重大事態と判断した場合、県教育委員会へ報告する
- ② 県教育委員会の指示のもと、重大事態の調査組織を設置する
- ③ 調査組織で、事実確認を明確にするための調査を実施する
- ④ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する
- ⑤ 調査結果を県教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置を行う

いじめが発生した（いじめかもしれない）場合の対応

発見者・情報入手者

- 事態の大小に関わらず直ちに報告（管理職）

関係職員

- 関係年次や生徒指導部・教育相談等による情報収集

校長・教頭へ報告

いじめ対策委員会での協議

- いじめられている生徒の立場に立って事象や状況を取らえて判断する

方針と対応・対策の決定

- 希望的観測をしない
- 固定観念やイメージにとらわれない
- 問題の拡大解釈や責任回避はしない

■いじめられている生徒への対応 (いじめられている生徒に責任を求めることはいじめ行為を認めることと同じである)

- 1 いじめの事実を把握する
- 2 不安を除去し、安全を確保する
- 3 訴えること相談することの重要性を伝える
- 4 苦しみを受容する
- 5 自信回復への支援を行う
- 6 対人関係の回復を支援する
- 7 自己主張への積極的支援を図る

■保護者への対応

- 保護者から学校へ通報・訴えがあった場合
 - ・保護者の気持ちを理解する
 - ・誠実に対応する
- 学校から第一報を保護者に伝える場合
 - ・誠意が伝わる連絡をする
 - ・緊急の対応策について説明し、意見を聞く

■その後の対応

- ・約束事を守る
- ・面談や家庭訪問を継続する
- ・情報交換を密にする

■いじめている生徒への対応

- 1 いじめの事実を把握する
- 2 カウンセリングマインド
- 3 いじめは絶対に許さない厳しい姿勢
- 4 人権と命の尊さを理解させる
- 5 健全な人間関係を育成していく
- 6 教師との信頼関係を作りあげる

■保護者への対応

- 1 家庭訪問をして事実関係を確認する
- 2 いじめられている生徒の状況を伝える
- 3 必要以上に原因を追求しない
- 4 子どもとの関わり方を助言する
- 5 今後の指導方針や対応について理解してもらう

■保護者への対応の留意点

- 1 保護者の気持ちを理解する
- 2 誠意ある対応で臨む

■無関心者の生徒への対応

- いじめは自分にとって無関係ではないことを理解させる
- 傍観は加担と同じであることに気付かせる

■心理的同調者の生徒への対応

- いじめへ同調はいじめ行為であることを理解させる
- いじめを受けている子供の気持ちを理解させる